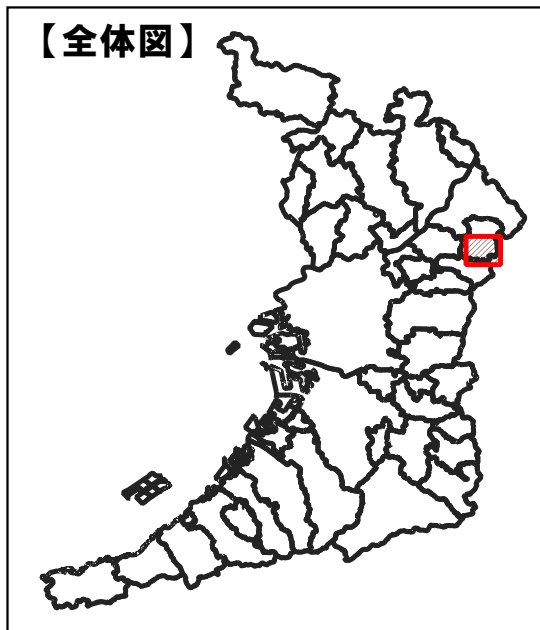
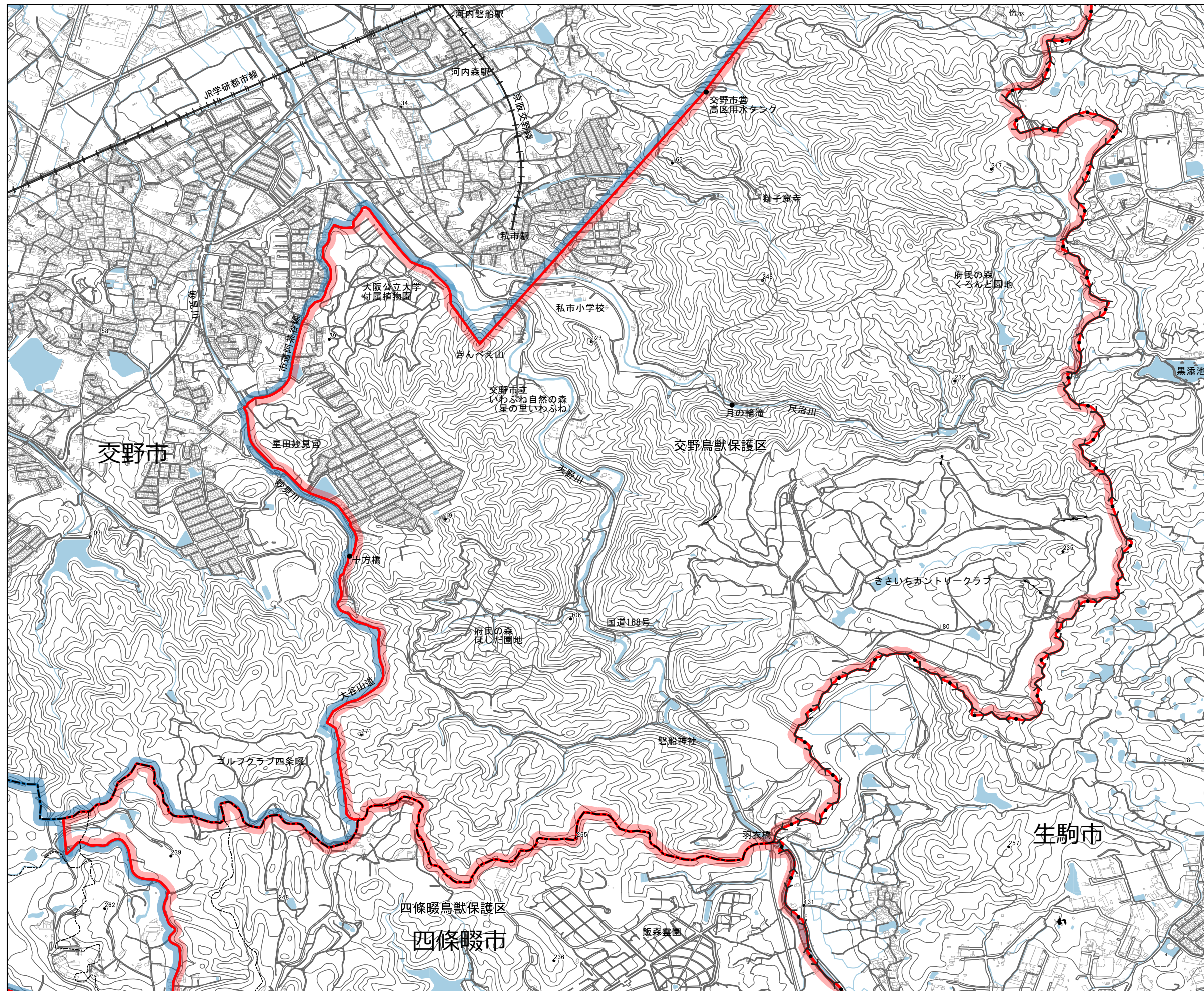


12 交野鳥獣保護区(2)



- 【凡例】**
- 鳥獣保護区
 - 鳥獣保護区特別保護地区
 - 特定猟具使用禁止区域(銃)
 - 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】
 交野市と枚方市大字津田との境界の西端を起点とし、同境界を南東進し、大阪府と奈良県との境界に至り、同境界を南進し、交野市と四條畷市との境界線に至り、同境界を西進し、ゴルフクラブ四条畷敷地に沿って北西進し、通称大谷山道に至り、同山道を北進し、十方橋に至り、同橋を渡り、市道妙見東線に至り、同道路を北進し、妙見川との交点に至り、同川左岸堤防を北進し、市道阿茶谷線に至り、同道路を北東進し、大阪公立大学附属植物園との接点に至り、同点から植物園敷地に沿って北東進し、同園敷地東端に至り、同点から直線で標高119.9メートル(通称きんべえ山)に至り、同点から交野市営高区用水道タンクに直線で至り、同点から直線で標高216メートルのゴケバラの背に至り、同点から直線で鏡池西端に至り、同点から直線で関西電力送配電株式会社北河内線61号鉄塔に至り、同点から関西電力送配電株式会社北河内線59号鉄塔に至り、同点から北に直線で起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。